

## 企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の事前相談及び認定申請受付 (第76回地域再生計画認定申請受付) における主な留意点について

本資料は、企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の事前相談及び認定申請受付における主な留意点についてまとめたものです。

### 本認定回の留意点

(1) 第76回認定回（以下「本認定回」という。）においては、全ての申請について事前相談が必須となります。

(2) 認定申請にあたっては、以下の点にご留意ください。

なお、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）の改定内容等により申請区分が異なりますので、ご留意ください。

### 申請区分

①令和8年3月31日を終期とする企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定を受けており、地方版総合戦略の改定等により計画期間の延長を行う場合

- ア. 認定済みの計画から「基本目標」及び「KPIの項目名（目標値を除く）」のどちらかに僅かでも変更が生じる場合は新規認定申請を行ってください。  
その場合は、地域再生計画の計画期間及び事業実施期間の始期に「令和8年4月1日から」と記載してください。
- イ. 認定済みの計画から「基本目標」及び「KPIの項目名（目標値を除く）」のどちらにも「一切の変更がない」場合は変更認定申請を行ってください。

②令和8年4月1日以降を終期とする企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定を受けており、その計画期間中に地方版総合戦略の改訂等を行う場合

- ア. 認定済みの計画から「基本目標」及び「KPIの項目名（目標値を除く）」のどちらかに僅かでも変更が生じる場合は、新規認定申請と変更認定申請の両方の申請を行ってください。  
その際、変更認定申請の計画期間の終期を「令和8年3月31日まで」と記載し、新規認定申請の計画期間の始期を「令和8年4月1日から」と記載してください。
- イ. 認定済みの計画から「基本目標」及び「KPIの項目名（目標値を除く）」のどちらにも「一切の変更がない」場合は変更認定申請を行ってください。

※なお、地方版総合戦略の改訂等を行ったが、認定済みの地域再生計画の記載内容に変更が生じない場合は、申請手続き等は不要です。

③過去に企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定を受けていない又は過去に認定を受けていたが認定予定日（令和8年3月末）時点で計画期間が終了している場合

- ・新規認定申請を行ってください。

なお、基づく総合戦略が令和8年4月1日施行の場合、計画期間の始期を「令和8年4月1日から」と記載してください。

## 地方版総合戦略関係

(1) 認定申請に当たっては、地方版総合戦略を申請書類として提出していただく必要があります。

本認定回の認定申請受付期間から企業版ふるさと納税を活用する事業の事業実施期間の始期以前に、現行の地方版総合戦略が改定等される場合は、事業実施期間の始期において効力のある次期地方版総合戦略の案を申請書類として提出してください（次期地方版総合戦略の案の作成が認定申請受付期間に間に合わない場合は、本認定回での申請受付はできません。次回認定回で認定申請を行ってください。）。

なお、本認定回において、地方版総合戦略の期間を読み替え通知等により延長し、地方版総合戦略本体の記載の変更を行わなかった場合は、地方版総合戦略と併せて当該読み替え通知等を提出してください。

## (2) 地方版総合戦略の改定を行う場合の注意点

次期地方版総合戦略の案を基に作成し認定申請を行った地域再生計画について、次期地方版総合戦略の確定に当たり、案段階から内容が変更となった場合であって、基本目標の施策分野が変更される等認定された地域再生計画の記載内容に変更が生じる場合は、次回認定回で新規または変更認定申請を行う必要がありますので御了承ください。

## 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）との連携

企業版ふるさと納税と地域雇用開発助成金の連携を申請するにあたっては、当該支援措置を所管する厚生労働省職業安定局地域雇用対策課（03-3593-2580）への事前確認が必要です。詳細は、別添1\_地域再生計画・支援措置一覧をご確認ください。